

（原動機及び動力伝達装置）

第88条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有すること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

- イ 原動機の始動が著しく困難なもの
 - ロ 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの
 - ハ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの
 - ニ エア・クリーナが取り外されているもの
 - ホ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの
 - ヘ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの
 - ト ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの
 - チ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの
 - リ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの
 - ヌ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの
 - ル 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの
 - ヲ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - ワ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの
 - カ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの
 - ヨ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの
 - タ 自在接手部のダスト・ブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの
 - レ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェンに著しい緩みがあるもの
 - ソ 別添95「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
 - ツ 別添96「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの
 - ネ 協定規則第121号の規則5. 又は協定規則第60号の規則5. 及び6. が適用される自動車のテルテール（第168条の表2の識別対象装置欄又は同条の表4の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているもの。
- 二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除

く。）にあつては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

- 2 速度抑制装置の速度制御性能等に関し、保安基準第8条第5項の告示で定める基準は、別添1「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」に掲げる基準とする。